

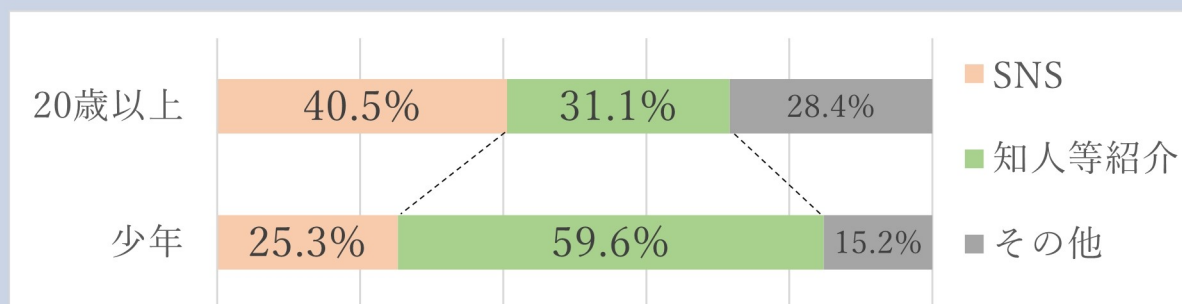
2 先輩、友達からの誘いでも応じてはいけません

犯行グループは、誰でもいいから身代わりとなる都合のいい使い捨てを求めています。お金が払われると思ったら大間違いです。

未成年だから罪が軽いなんてことはありません。

【先輩や友達からの誘いでも絶対にやってはいけません】

○特殊詐欺の受け子等になった経緯（令和7年）



少年では**約6割**が**知人等からの紹介**がきっかけ

（20歳以上と比較して高い割合）

SNS上でつながった知らない人からの誘いはもちろん、親しい先輩や友達からの紹介であったとしても、絶対に応じてはいけません。

（友達から誘われた事例）

○少年は、闇バイトをしていた同級生に誘われて別の友達を誘って闇バイトに参加。指示役からの指示を受け、住宅の窓ガラスを割って侵入し、住人の男性を殴って怪我を負わせた。少年らは強盗致傷罪で逮捕された。

○金に困った少年が、地元の先輩に相談したところ、「闇バイト」を紹介され、窃盗目的で建物に入るも失敗。

失敗を責められ、共犯者から車で連れ回された上、「納得がいくお金を払うまで、家には帰らせない」「お金を払えないならカンボジアに連れて行く」などと現金を脅し取られた。

【お金を払われると思ったら大間違い】

少年は、友達から「一緒に仕事してくれないと俺が殺される。殴られて鼻を折られた」などと闇バイトに誘われた。少年は、報酬が支払われる約束のもと、特殊詐欺の受け子を行ったが、報酬は一切支払われなかった。